

# 令和6年度 日南市 保育所(園)・認定こども園 入所申込みのしおり

令和6年4月から入所希望の方は、継続・新規にかかわらず、以下の日程で受け取りますので、期間内にお申込みください。

- 受付期間：令和5年11月9日(木)～12月8日(金)  
(この期間内は先着順ではありません。)
- 申込方法：必要事項の記入及び関係書類を揃えて第1希望の施設へ申込書類を提出してください(転園希望者を含む。)
- その他：受付期間以降は、在園児でも追加扱いとします。  
(期間外：1号認定=各施設、2・3号認定=こども課・各地域振興センター)

保育所(園)一覧

2・3号認定のみ

	施設名	電話番号	利用定員	所在地(校区)	入所年齢
公立	宮浦保育所	(29)1500	20	鵜戸	1.5-5
私立	小山保育園	(23)2081	90	吾田	0-5
	わかすぎ保育園	(23)5565	90	吾田	0-5
	にちなん保育園	(23)8533	90	吾田東	0-5
	ひなもり保育園	(27)3440	130	油津	0-5
	みなと保育園	(64)3780	60	南郷	0-5
	みなと保育園榎原分園	(68)1233	20	榎原	0-5

小規模保育事業所

3号認定のみ

	施設名	電話番号	利用定員	所在地	入所年齢
私立	油津オアシスこども園	(55)0028	19	油津	0-2

認定こども園一覧

1～3号認定すべて

	施設名	電話番号	利用定員	所在地(校区)	入所年齢
公立	北郷保育所	(55)3374	136	北郷	0-5
私立	あがた幼稚園	(22)4567	280	吾田	0-5
	フローラルきりぎり園 (あがた幼稚園分園)	(55)0222	20	吾田	0-2
	中央こども園	(23)0220	95	吾田	0-5
	日南幼稚園	(25)1370	90	飫肥	0-5
	飫肥こども園	(25)1482	70	飫肥	0-5
	子供の家幼稚園	(25)0164	65	飫肥	0-5
	日南・飫肥 カトリック幼稚園	(25)3989	115	飫肥	0-5
	浄念寺学園	(25)1864	60	飫肥	0-5
	四季の森こども園	(23)0315	70	東郷	0-5
	油津恵愛幼稚園	(23)4833	65	油津	0-5
	立正こども園	(64)0331	70	南郷	0-5
	めいつ保育園	(64)0328	74	南郷	0-5
	にじ色の海こども園	(64)0329	50	潟上・南郷	0-5

※利用定員は令和5年度のもので、変更となる可能性があります。

※認可外保育施設を希望する場合は、直接お申込みください。

※保育料は父母等の市民税額で算定されます。1号認定及び4月1日時点で満3歳以上の2号認定、3号認定で住民税非課税世帯の子は、保育料は無償です。

※1号認定(4月1日時点で満3歳以上)で預かり保育等を利用される場合は、無償化(償還払い)のための手続きが必要です。1月以降に個別に通知します。

【1 子ども・子育て支援制度について】 すべての児童に支給認定申請が必要です。

認可・認定施設を利用するためには、すべての方が『支給認定』を受ける必要があります、年齢や保育の必要性の有無によって支給認定区分及び入所施設が異なります。

特に、満3歳以上の児童で認定こども園を希望する児童は、1号認定・2号認定のどちらを希望するか決定し、申請してください（日南市が自動的に判断はできません）。

認定区分	対象年齢	保育の必要性の証明	利用時間	利用施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間 (4時間程度利用)	・認定こども園
2号認定	満3歳以上	あり (保育を要する証明書類)	保育標準時間 保育短時間	・保育所(園) ・認定こども園
3号認定	2歳以下	あり (保育を要する証明書類)	保育標準時間 保育短時間	・保育所(園) ・認定こども園

【2 認定決定・入所決定の流れ】

保育所・認定こども園の入所受付及び決定は以下の日程で実施します。

区分	認定	受付期間 (11月9日～12月8日)	1月	2月
新規 (転園) 申請	1号認定 (教育利用)	希望施設 への申請	施設から 入所内定	1月末市から 支給認定 通知 2月末市から 入所決定 通知 (保育料記載)
	2・3号認定 (保育利用)	希望施設 への申請	書類審査・入所調整 (申込多数の場合は個別連絡)	
継続 申請	1号認定 (教育利用)	在園施設 への申請	施設から 入所内定	※在園児は認定済 2月末市から 入所決定 通知 (保育料記載)
	2・3号認定 (保育利用)	在園施設 への申請	書類審査・入所調整 (申込多数の場合は個別連絡)	

【3 入所申込方法について】

※新規申込みと継続申込み、また、1号認定と2・3号認定で申込み方法が異なります。

- (1) 1号認定（満3歳以上で、幼稚園・認定こども園の教育部分を希望する場合）  
希望施設からの内定後に、市からの支給認定通知をもって正式入園。
- (2) 2・3号認定（0～5歳で、保育園・認定こども園で保育を希望する場合）  
申請後に市が保育の必要性の審査及び利用調整を行い、支給認定通知、入所決定通知をもって正式入園。
- (3) 申請必要書類、保育の必要性がわかる書類及び保育短時間と標準時間の取扱い内容は別紙の一覧を御覧ください。

#### 【4 保育料の算定について】

- (1) 学年齢2歳児以下保育認定の保育料は、保護者（父母）の住民税の額に応じて決定されます。
- (2) 原則、児童の父母の税額が反映されますが、「父母共に収入が93万円未満で、かつ、祖父母と住所地が同じ場合」は祖父母のうち収入が高い方を生計主宰者と認定し、算定の対象となります。  
※詳細については、7ページのとおり

#### 【5 保育料の納付について】

保育料金は日南市が決定しますが、納付先は入所施設により異なります。

- (1) 私立認定こども園  
各園への保育料納付のため、各園の納付方法、納期限に従い納付ください。
- (2) 全保育所（園）、公立認定こども園  
日南市への保育料納付のため、納付書・口座振替のいずれかにて納付ください。
  - ① 納付書納付  
年度内に2回に分けて納付書をお渡ししますので、納期限までに指定金融機関又はこども課、北郷町・南郷町地域振興センターにて納付ください。
  - ② 口座振替納付  
振替日（納期限日）に自動振替にて指定口座から引き落とします。  
残額不足により引き落とせない場合は、後日納付書をお渡しします。  
※登録方法：希望口座の通帳及び登録印鑑を御用意のうえ、金融機関に直接お申込みください。申込月の翌月分から振替開始となります。

#### 【6 副食費について】

- 1号認定及び学年齢3歳以上保育認定は、入園施設の定める副食費の納付が必要です。  
※詳細については、7ページのとおり

#### 【7 入所調整における優先順位について】

内閣府からの通知により、入所調整における優先事項は以下のとおり11種類です。

- |                                      |                                      |                                 |
|--------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 在園児         | <input type="checkbox"/> 保育士の児童      | <input type="checkbox"/> 兄弟同時利用 |
| <input type="checkbox"/> 障がい児        | <input type="checkbox"/> 母子及び父子家庭    | <input type="checkbox"/> 虐待・DV  |
| <input type="checkbox"/> 育児休業明け      | <input type="checkbox"/> 生計中心者の失業    | <input type="checkbox"/> 生活保護世帯 |
| <input type="checkbox"/> 小規模保育事業所卒園児 | <input type="checkbox"/> その他市長が認める状態 |                                 |

## 【8 その他のお知らせ】

### (1) 添付書類の遅延について

添付書類について、就労証明書や所得課税証明書等の取得に時間を要する場合には、支給認定申請書又は支給認定現況届だけでも期間内に提出してください。

※期間を過ぎての申請は、在園児も追加受付となり、継続できない場合があります。

### (2) 日南市外在住児童の申請について

日南市外にお住まいの児童の申込みについては、住所地の自治体が申請先となりますので、お早めに住民票のある自治体へ御相談ください。

### (3) 個人番号カード（マイナンバーカード）を利用した申請について

現在、個人番号カードを利用した支給認定申請書及び支給認定現況届への入力、添付書類のデータ提出が可能となっております。なお、申請手順は以下のとおりです。

- ① 個人番号カードとカードリーダーを用意のうえ、インターネットのマイナポータル（個人番号による申請手続サイト）にログインする。
- ② マイナポータル内のぴったりサービス（児童福祉サービス申請画面）から支給認定申請書又は支給認定現況届の入力を行う。
- ③ 就労証明書等の記載済み添付書類をPDFデータに変換し、添付のうえ送信する。

※認定こども園を希望する場合は申請前に重要事項説明等への同意が必要となりますので、電子申請を行う場合でも、必ず施設へ伺うようにしてください。

このしおりに、以下の様式を併せてお渡ししますので、ホチキスから取り外しのうえ、御利用ください。

#### 【新規申込の方】

■支給認定申請書（兼 保育所入所・認定こども園入園申込書）

■就労証明書（父母分として2枚）      ■求職活動専念申立書

※保育認定申請にて必要

※保育認定申請にて必要

#### 【継続申込の方】

■支給認定現況届（兼 保育所継続入所・認定こども園継続入園申込書）

■就労証明書（父母分として2枚）      ■求職活動専念申立書

※保育認定申請にて必要

※保育認定申請にて必要

〈お問い合わせ〉

〒887-8585

宮崎県日南市中央通一丁目1番地1

日南市健康福祉部こども課こども保育係

TEL：0987-31-1131

入所必要書類様式一覧

○：必要  
△：該当者のみ

対象児童	提出書類名称	新規申込		継続申込		対象者	使用用途
		1号	2・3号	1号	2・3号		
新規全員 ※児童毎 ※転園を希望する場合含む	施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書（兼 保育所入所・認定こども園入園申込書）	○	○			新規申込者全員	支給認定のため 入所決定のため
継続全員 ※児童毎	施設型給付費・地域型保育給付費支給認定現況届（兼 保育所継続入所・認定こども園継続入園申込書）			○	○	継続申込者全員	認定継続のため 入所継続のため
2・3号認定 ※兄弟兼用	保育の必要性がわかる書類 ※詳細は別添		○		○	2・3 認定児童の父母	支給認定のため 認定継続のため 保育時間確認のため
該当のみ提出 ※兄弟兼用	障害者手帳（写し） 又は療育手帳（写し）	△	△	△	△	児童及び児童と同居している障がいのある方	保育料算定のため 入所調整のため

保育の必要性がわかる書類(2号・3号認定及び新2号・新3号認定のみ) ※兄弟・姉妹兼用

保育に欠ける事由	保育必要量		認定期間・入所期間	提出書類	市様式
	標準：11h	短：8h			
就労 ①フルタイム、パート、夜間などすべての就労(育児休業中を含む) ②居宅内就労(自営業、在宅勤務を含む)	保育標準時間 (120≦月勤務時間)	就労期間中		就労証明書 ※雇用事業所は、マイナンバーを活用したマイナポータルサイトからの入力でも作成できます。	あり
	保育短時間 (60≦月勤務時間<120h) ※就労時間、通勤時間により標準時間への変更あり				
妊娠・出産	保育標準時間	出産予定月の前後2ヶ月 ※最長5ヶ月		母子手帳表紙及び出産予定日記載欄の写し	なし
保護者の疾病、障がい等	保育標準時間	医師の診断期間中		疾病：診断書 障がい：障害者手帳、療育手帳の写し	なし
同居の親族(長期間入院中等を含む)の常時介護又は看護	保育標準時間	介護又は看護期間中		介護保険証の写し 障害者手帳の写し 療育手帳の写し 診断書	なし
	保育短時間				
災害復旧	保育標準時間	復旧期間中		罹災証明等又は被災状況がわかる書類	なし
求職活動(起業準備を含む)	保育短時間	3ヶ月(期限内に就労証明書が提出された場合は、その就労期間中)		求職活動専念申立書	あり
就学(職業訓練校等における職業訓練期間を含む)	保育標準時間	在学期間中		在学証明書 及び日数、時間帯が確認できる書類	なし
	保育短時間				
虐待やDVのおそれ	保育標準時間	聴取内容にて判断		なし(こども課にて聞き取り)	なし
その他、上記に類する事由	聴取内容にて判断				

※父母1つずつ必要ですが、複数毎の場合があります。例：AM就労⇒PM親族介護

※保育に欠ける事由に変更が生じた際は、日南市こども課へ直ちに変更申請書を提出してください。

※求職活動により就労決定した場合等、短時間から標準時間への変更については、変更申請書及び必要書類の提出後からの変更となります。

令和6年度 子ども・子育て支援新制度における日南市の利用者負担額

(単位 円)

No.	区分		利用者負担額(月額)							
			1号認定		2号及び3号認定					
			満3～5歳 幼稚園、認定こども園		3～5歳(学年齢) 保育所、認定こども園		0～2歳(学年齢) 保育所、認定こども園等			
			階層		階層	標準時間	短時間	階層	標準時間	短時間
1	生活保護世帯		(1)	0	A	0	0	A	0	0
2	市町村民税 非課税世帯	母子等の世帯	(2)	0 (0)	B	0 (0)	0 (0)	B	0 (0)	0 (0)
		その他の世帯		0 (0)		0 (0)	0 (0)		0 (0)	0 (0)
3	市町村民税 均等割のみ課税	母子等の世帯	(3)	0 (0)	C1	0 (0)	0 (0)	C1	6,500 (0)	6,400 (0)
		その他の世帯		0 (0)		0 (0)	0 (0)		14,000 (7,000)	13,800 (6,900)
4	48,600円未満	母子等の世帯	(4)	0 (0)	C2	0 (0)	0 (0)	C2	7,500 (0)	7,400 (0)
		その他の世帯		0 (0)		0 (0)	0 (0)		16,000 (8,000)	15,800 (7,900)
5	48,600円以上 57,700円未満	母子等の世帯	(4)	0 (0)	D1	0 (0)	0 (0)	D1	9,000 (0)	9,000 (0)
		その他の世帯		0 (0)		0 (0)	0 (0)		23,000 (11,500)	22,700 (11,350)
5'	57,700円以上 75,000円未満	母子等の世帯	(4)	0 (0)	D1'	0 (0)	0 (0)	D1'	9,000 (0)	9,000 (0)
		その他の世帯		0 (0)		0 (0)	0 (0)		23,000 (11,500)	22,700 (11,350)
6	75,000円以上 77,101円未満	母子等の世帯	(4)	0 (0)	D2	0 (0)	0 (0)	D2	9,000 (0)	9,000 (0)
		その他の世帯		0 (0)		0 (0)	0 (0)		25,000 (12,500)	24,600 (12,300)
7	77,101円以上 137,000円未満		(5)	0 (0)	D3	0 (0)	0 (0)	D3	25,000 (12,500)	24,600 (12,300)
8	137,000円以上 176,000円未満			0 (0)		D4	0 (0)		0 (0)	D4
9	176,000円以上 211,201円未満		(6)	0 (0)	D5	0 (0)	0 (0)	D5	41,000 (20,500)	40,400 (20,200)
10	211,201円以上 217,000円未満			0 (0)			0 (0)		0 (0)	
11	217,000円以上 263,000円未満		(6)	0 (0)	D6	0 (0)	0 (0)	D6	48,000 (24,000)	47,200 (23,600)
12	263,000円以上 317,000円未満			0 (0)		D7	0 (0)		0 (0)	D7
13	317,000円以上		(6)	0 (0)	D8	0 (0)	0 (0)	D8	50,000 (25,000)	49,200 (24,600)

- \* 未婚のひとり親については、地方税法上の寡婦(寡夫)控除が適用されます。
- \* この利用者負担額とは別に、教材費や通園バス代などの実費徴収がある場合があります。
- \* 各号ともに、利用時間を超えて施設を利用される場合には、別途、各施設が決めた利用料がかかります。  
利用時間を超える利用とは、1号の場合は、一時預かり(幼稚園型)、2号、3号の場合は、延長保育のことです。
- \* 3号認定の利用者負担(月額)各欄の下段は、同一世帯から2人入園している場合の第2子の利用者負担額。第3子以降は0円です。  
なお、以下の階層については、第何子の決定をする際の子どもの年齢制限はありません。  
[B、C1、C2、D1 (D1' 除く)]
- \* 各階層の決定は、8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により算定されます。
- \* 住宅借入金特別控除は国の制度により利用者負担額算定の際に適用されません。
- \* 指定都市からの転入者の場合、市町村民税所得割に6/8を乗じた額をもとに算定します。
- \* 年収360万円未満相当世帯(※1)及び第3子(※2)については、副食費が免除されます。  
※1 1号認定…階層(1)～(4)の世帯 2号認定(学年齢3歳以上)…階層(A)～(D1)、(母子等世帯)…階層(A)～(D2)  
※2 1号認定…小学3年生までのうち、最年長児童を第1子とカウント 2号認定…未就学児のうち、最年長児童を第1子とカウント